

令和8年度富士山登山規制における現地対応業務（御殿場口）委託
企画提案募集要領

1 募集の目的

この要領は、令和8年度富士山登山規制における現地対応業務（御殿場口）委託に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者(以下、「参加者」という。)が提出する企画提案書を審査し、最適な者を選定する手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 契約期限

契約締結日から令和8年10月30日(金)

3 委託業務の内容

「令和8年度富士山登山規制における現地対応業務（御殿場口）委託仕様書」のとおり

4 契約限度額

38,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 契約先の選定方法

企画提案方式により、内容等の最も優れた業者に決定

6 参加要件

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自治体及びこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。
- (2) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第173条第1項の各号に記載された要件を具備していること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 直近1年間において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

7 実施スケジュール

内容	日程(令和8年)
公告開始	5月11日(月)
質問受付期間、参加表明の提出期限	5月13日(水)正午まで
質問に対する回答	5月14日(木)
企画提案書の提出期限	5月15日(金)正午まで
審査(プレゼンテーションにより実施)	5月19日(火)
候補者決定(選定結果の通知)	5月20日(水)

8 質問と回答

(1) 企画提案に係る質問

本要領の内容等についての質問は、「様式1 質問用紙」により「14 データ等の提出先」に記載したメールあてに提出してください。

ア 提出期限

令和8年5月13日(水) 正午まで

イ 提出方法

メールによるものとし、件名に「企画提案に関する質問」と記載のこと。

(2) 質問に対する回答

令和8年5月14日(木)までに、質問者及び応募者全員に対しメールで回答します。

9 企画提案参加表明

(1) 提出期限

令和8年5月15日(金) 正午まで

(2) 提出方法

「様式2 企画提案参加表明書」により、「14 データ等の提出先」に記載したメールあてに提出してください。

*なお、企画提案参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、「様式3 企画提案辞退届」を5月14日(木)までにメールにより提出してください。

*押印は省略できるものとする。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月15日(金) 正午まで

(2) 提出方法

「14 データ等の提出先」に記載したメールあてに提出してください。

(3) 企画提案に必要な書類(データ)

「企画提案書作成要領」に基づき作成してください。

11 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは、上記10(3)の提出データをもって実施する。

(1) 予定日

令和8年5月19日(火)

*詳細な日時及び場所については、別途通知する(県庁内又は静岡市内会場を予定)

(2) 説明時間等

1提案者当たりの所要時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とする。

(3) 説明者

説明は、主任担当者が行うこととし、3名以内とする。

(4) プレゼンテーション時の追加及び訂正資料は受理しない。

(5) 当日はHDMI接続のモニターを1台を県で用意する。

12 採択方法

採択は、選定委員会が提案内容の審査をもって行う。

(1) 企画提案書の採択方法

選定委員は、提出データ及びプレゼンテーション時の説明・質疑応答の内容に基づいて審査を行う。選定委員会の各委員が評価採点し、その採点結果を基に全体協議を行い、企画提案書を採択する。

(2) 審査基準

選定委員会の各委員は、次の項目について審査する。

項目		審査基準
1	企画提案	
	人員確保	登山規制を確実に実行するため、必要人員を確保できるか。採用計画及びスケジュールが適正であるか。
	業務実施体制	連絡体制や緊急時の対応を定め、円滑に業務実施ができる体制が取れているか。
	現地への理解	・円滑に登山規制を実施するため、効率的な現地動線が提案できているか。 ・登山規制の手続きを実施する場所の環境、状況を理解できているか。
2	積算の適切性、工夫	提案内容に合った適正な積算と経費削減の工夫がされているか。後年度に係る経費が明示されているか。

13 結果の通知

- (1) 企画提案書が採択された者に対しては、別途、採択通知書により通知する。
- (2) 企画提案書が採択されなかった者に対しては、別途、不採択通知書を通知する。

14 データ等の提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 東館12階
静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課メールボックス
電話：054-221-3746 F A X：054-221-3757 E-mail：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

15 その他

- (1) 当事業による成果物の権利（著作権、著作権）は県に帰属するものとする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 企画提案にかかる費用は、各企画提案者の負担とする。
- (4) 複数の企画提案は認めない。
- (5) 著作権法等法令に抵触しないこと。
- (6) 契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で、協議の上、修正をする場合があるものとする。